



島根県報

令和2年3月3日(火)

号外第18号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 4

告 示

島根県告示第121号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	314号	雲南市木次町平田1253番13地先から同番11地先まで	前	メートル 16.65～ 29.10	メートル 50.34	雲南県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	25.01～ 34.90	50.34		
〃	432号	仁多郡奥出雲町上阿井412番12地先から同番1地先まで	前	14.00～ 22.30	17.50	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	拡幅及び減幅 町道移管
			後	13.00～ 23.60	17.50		
〃	261号	江津市桜江町谷住郷2975番1地先から同1375番1地先まで	前	8.70～ 24.72	34.70	浜田県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	8.70～ 35.63	34.70		
県 道	掛合上阿井線	仁多郡奥出雲町上阿井509番1地先から同412番1地先まで	前	A 4.00～ 9.00	596.50	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
		仁多郡奥出雲町上阿井509番1地先から同1732番2地先まで		B 12.00～ 42.00			
				後 B	12.00～ 42.00		

〃	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野ハ664番1地先から同ハ659番地先まで	前	A	3.10～ 10.30	197.60	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	3.10～ 10.30	197.60		
				B	9.40～ 24.10	219.80		
〃	皆井田江津線	江津市跡市町1629番2地先から同町1613番1地先まで	前		4.90～ 15.54	177.90		道路改良工事 拡幅
			後		5.48～ 17.65	177.90		
〃	弥栄旭インター線	浜田市弥栄町門田848番18地先から同地先まで	前	A	12.78～ 52.24	278.20		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	12.78～ 52.24	278.20		
				B	22.37～ 99.26	218.50		
〃	〃	浜田市弥栄町門田848番10地先から同482番2地先まで	前	A	10.61～ 36.07	367.11		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	10.61～ 36.07	367.11		
				B	20.90～ 96.58	265.00		

島根県告示第122号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	江津市桜江町谷住郷2975番1地先から同1375番1地先まで	メートル 34.70	令和2年 3月3日	浜田県土整備事務所	
〃	488号	益田市匹見町澄川イ1731番1地先から同イ1730番4地先まで	37.40	令和2年 3月3日	益田県土整備事務所	
県道	吉田頓原線	雲南市吉田町大吉田3228番1地先から同3210番1地先まで	247.90	令和2年 3月18日	雲南県土整備事務所	
〃	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野ハ664番1地先から同ハ659番地先まで	219.80	令和2年 3月3日	浜田県土整備事務所	
〃	皆井田江津線	江津市跡市町3775番3地先から同町595番8地先まで	556.50	令和2年 3月3日		